

AOU は平成 24 年 4 月 1 日「一般社団法人」となります。

AOU は、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年 6 月 2 日法律第 48 号）」等が施行されたことに伴い、平成 23 年 10 月、一般社団法人化の認可申請を内閣府に行い、平成 24 年 1 月 19 日認可の答申がなされました。移行の登記日は平成 24 年 4 月 1 日となりますが、

AOU の活動理念は従来通り、

- （1）アミューズメント施設が国民の余暇活動の一翼を担っていることを自覚し、
- （2）青少年の健全育成にかかわる責務があることに留意し、
- （3）地域社会の人々と協調した防犯活動に積極的に参加し、
もって、国民の理解と協力を得て健全な施設営業を推進することを目途として、諸活動を展開して参ります。